

公認スノーボード検定員規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認スノーボード検定員（以下「検定員」という。）に関し、必要な事項を定める。

(年度)

第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。

(任務)

第3条 検定員は、スノーボードの普及・発展の基幹となる人材であることを認識し、検定会及びスノーボードバッジテストを公正公平に実施しなければならない。

(検定員の種類)

第4条 検定員は、A級、B級、C級の3種類とし、以下のとおりとする。

公認スノーボードA級検定員（以下「A級検定員」という。）

公認スノーボードB級検定員（以下「B級検定員」という。）

公認スノーボードC級検定員（以下「C級検定員」という。）

(資格)

第5条 A級検定員は、本連盟において検定を行い、A級検定員検定会で合格した者が、別に定めた手続きを行うことにより資格が付与され、全国共通の資格を有する。

2 B級検定員及びC級検定員は、加盟団体が開催するスノーボードA級検定員検定会（以下「A級検定会」という。）に準ずるスノーボードB級検定員検定会（以下「B級検定会」という。）、スノーボードC級検定員検定会（以下「C級検定会」という。）で合格した者に付与され、全国共通の資格を有する。

(検定の範囲)

第6条 A・B・C級検定員が、各々検定できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) A級検定員

- ① スノーボード指導員検定会（養成講習会の講師を含む）
- ② スノーボード準指導員検定会（養成講習会の講師を含む）
- ③ A級検定会
- ④ B級検定会
- ⑤ C級検定会
- ⑥ スノーボードバッジテスト（事前講習の講師を含む）

(2) B級検定員

- ① スノーボード準指導員検定会（養成講習会の講師を含む）
- ② スノーボードバッジテスト（事前講習の講師を含む）
- ③ B級検定会
- ④ C級検定会

(3) C級検定員

①スノーボードバッジテストの内、級別テスト（事前講習の講師を含む）
（実施）

第7条 A級検定会は、本連盟の主催・主管で行う。

2 B級検定会及びC級検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主管で行う。
（有効期間）

第8条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。

（資格の継続）

第9条 検定員は、検定員の任務を完遂するため、資格有効期限内に、スノーボード検定員クリニック（以下「クリニック」という。）を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。

2 出席者及び役員の資格更新は、教育本部資格更新認定事業一覧表に定めるとおりとする。

（資格の停止）

第10条 検定員が、クリニックを2年続けて未修了の場合は、検定員の資格を停止する。

（活動の停止）

第11条 スノーボード指導者資格が停止又は喪失している場合や、検定員資格が停止している場合は、検定員として活動ができない。

（資格停止の解除）

第12条 検定員資格の停止解除は、クリニック修了により資格の停止を解除できる。

（資格の喪失）

第13条 検定員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、検定員の資格を喪失する。

（1）本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき。

（2）本連盟の規約に違反し、検定員としての体面を汚すような行為があったとき

（3）資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

（4）スノーボード指導員及びスノーボード準指導員の資格を喪失したとき

2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。

（クリニック）

第14条 クリニックは、資質の向上及び資格の更新のため、別に定める公認スノーボード検定員クリニック開催基準要項に示された内容により実施する。

（検定会場）

第15条 A級検定会は、スノーボード指導員検定会において実施することを原則とする。

2 B級検定会、C級検定会は、スノーボード準指導員検定会又はスノーボードバッジテストにおいて実施することを原則とする。

3 B級検定会、C級検定会を主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。

（申請）

第16条 B級検定会、C級検定会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場、責任者及び主任検定員を本連盟会員登録システムから申請し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任検定員の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。

（責任者・検定員）

第 17 条 検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。

(1) A 級検定会

- ① 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者
- ② 主任検定員は、A 級検定員資格が有効な本連盟のスノーボード専門委員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者
- ③ 検定員は、A 級検定員資格が有効な本連盟のスノーボード専門委員・スノーボード技術員・ナショナルスノーボードデモンストレーター及び SAJ スノーボードデモンストレーターの中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者
- ④ 検定員数は、受検者数に応じて定める。

(2) B 級検定会

- ① 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・スノーボード専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者
- ② 主任検定員は、主管加盟団体長が委嘱した A 級検定員資格が有効な者
- ③ 検定員は、主管加盟団体長が委嘱した A 級検定員又は B 級検定員資格が有効な者
- ④ 検定員数は、受検者数に応じて定める。

(3) C 級検定会

- ① 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・スノーボード専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者
- ② 主任検定員は、主管加盟団体長が委嘱した A 級検定員資格が有効な者
- ③ 検定員は、主管加盟団体長が委嘱した A 級検定員又は B 級検定員資格が有効な者
- ④ 検定員数は、受検者数に応じて定める。

(受検資格)

第 18 条 検定員の受検資格は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。

(1) A 級検定会

- ① スノーボード指導員又は功労スノーボード指導員資格が有効な者
- ② 受検する年度の 6 年度前までに B 級検定員を取得し資格が有効で、スノーボードバッジテストを含む検定の検定員を 3 回以上務め、所属加盟団体長によって証明された者。ただし、ナショナルスノーボードデモンストレーター又は SAJ スノーボードデモンストレーターはこの限りではない。

(2) B 級検定会

- ① スノーボード指導員又は功労スノーボード指導員資格と、スノーボード C 級検定員資格が有効な者

(3) C 級検定会

スノーボード準指導員、スノーボード指導員、功労スノーボード準指導員、功労スノーボード指導員のいずれかの資格が有効な者

2 特別な事情がある場合、加盟団体長の推薦により本連盟が特に認めた者は、受検することができる。

3 B 級検定会及び C 級検定会は、スノーボード指導員検定及びスノーボード準指導員検定に合格した年度を含め、受検することができる。ただし、受検

申込期限までに合格証等により合格が証明できた場合に限る。

4 B級検定会及びC級検定会の年度内の受検回数は制限しない。

(受検手続)

第19条 B級検定会及びC級検定会を他の加盟団体に委託する加盟団体は、事前に委託先の加盟団体に所属会員の受検の受け入れを依頼し、承諾を得る。

(検定試験の実施方法と合否判定方法)

第20条 検定員検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。

(1) 実技テスト

第15条に示した検定会及びスノーボードバッジテストの受検者(20名以内)の検定種目(原則3種目)を対象とし、第17条で示した主任検定員及び検定員の採点(基準点)に対して、検定員検定受検者の採点の的中率(合否が70%以上かつ±3ポイント以内が80%以上)で合格とする。

(2) 理論テスト

理論テストの合格基準は、満点に対して60%以上とし、出題範囲は、本連盟の教程等刊行物、規約・規程とし、当該年度の開催要項で明示する。

(3) 総合判定

同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、総合合格とする。

(合格者の手続)

第21条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果報告)

第22条 A級検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。

2 B級検定会及びC級検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を経て、主管加盟団体長に報告する。

3 B級検定会及びC級検定会の主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

(内規)

第24条 制度成立期間における本規約の取り扱いについては、別途、内規を設ける。

令和 3年 9月 27日 制定、令和 3年11月 1日 施行

令和 4年 7月 5日 改正

令和 5年 4月 20日 改正

令和 5年 7月 5日 改正

令和 5年 9月 14日 改正